

平成18年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成18年6月8日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

6 番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 皆さん、おはようございます。

6 番、松野でございますが、議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

本年度18年の第 164回の国会において、石綿による健康被害の救済に関する法律、いわゆる石綿救済新法が18年 2 月に成立し、それに伴い、石綿による健康被害者の中で労災認定対象外の一般住民や時効で労災申請ができなかった被害者を救済する法、それと被害防止のための関連改正法、すなわち大気汚染防止の一部を改正する法、また地方財政法、そして建築基準法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法の 4 法についても同時に改正されたものであります。

施行に当たっては、この 5 月から独立行政法人、これは環境再生保全機構といいますが、これや全国の保健所、また労働基準監督署などでも順次申請を受け付けることとなっております。認定や給付については独立行政法人の機構が行い、その財源は、国が約 370億円を17年度補正予算から、また都道府県、いわゆる各自治体ですが、約93億円の拠出金を19年 4 月から徴収するものであります。また、労災保険適用の雇用主、全国で約 260万社あるそうですが、ここからも徴収をすると。なおかつ、特にアスベスト関連企業においては別途特別拠出金を徴収するという 2 段階の制度となっております。

認定された患者には、医療費の自己負担分と医療手当、これは月額10万が支給され、遺族の方については特別遺族弔意金 280万と葬祭料20万の合計 300万円が支給されるものでございます。また、時効のため労災補償を受けられなかった労働者の遺族には、労災に準じて特別遺族年金、平均で 240万、これは配偶者 1 人が 240万ということですが、また特別遺族一時金、これは約 1,200万円が支給されるものでございます。

そこで、瑞穂市における公共施設のアスベスト対策について質問席から行いますが、解体・撤去等の計画、あるいは取り組み状況等について行政のお考えをお尋ねしたいと思いますので、

明快な御回答をお願いいたします。

それでは、アスベスト対策について質問をいたします。

ことしの1月20日に市の方からいただきました瑞穂市役所アスベスト事前調査の資料の中で、いわゆるレベル1に該当する工作物、あるいは建材等が、穂積小学校の中舎と北舎の渡り廊下にクリソタイル（白石綿）が使用され、その含有量が1重量当たり5.8%あるということでございます。また、旧の水道事務所、穂積文書管理庫の屋上ガラリ内には、特に危険性の高いアモサイト（茶石綿）が使用され、その含有量は5.6%となっております。こういった石綿に対しては、飛散する可能性の高いアスベスト製品が今現在あるということでございます。また、レベル2については、巢南庁舎とほづみ幼稚園の造形室内の煙突にアスベストが使用されておるということでございます。煙突内のため、別途調査方法を検討するということになっております。また、レベル3については、98施設において何らかの石綿該当製品が使用されており、今後、解体・リフォーム等においては注意して措置する必要があるとの調査結果でありました。そのほか、レベル1から3以外のアスベスト含有建材を使用していない施設は36あり、計134施設での調査が行われてきております。

そこで質問したいのは、レベル1と2の四つの施設において、飛散する可能性が高く、また飛散性に準ずるアスベストを含んでいる建材が使用されておるということでございますので、この四つの施設における石綿の種類、あるいは工作物等はいつごろ設置をされたかということをお尋ねしたいというふうに思っております。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの1点目の質問にお答えをさせていただきます。

まずレベル1と判定されたものでございますが、御指摘をいただきましたとおり、穂積小学校中舎の渡り廊下でございますが、これは昭和48年4月に竣工ということになっております。そして、文書管理倉庫でございますけれども、これもレベル1ですが、屋上のガラリ内にあるものでございますけれども、これは昭和50年3月に竣工されております。そして、レベル2でございますけれども、巢南庁舎の4階の機械室、これは煙突でございますけれども、昭和62年4月に竣工ということになっております。そしてもう1点でございますけれども、ほづみ幼稚園の造形室、これも煙突でございますけれども、昭和56年2月に竣工ということでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） レベル1から2の四つの施設については、いつごろ設置をされたかということでございます。

それで、この穂積小の関係の渡り廊下について、少し細部についてお尋ねしたいというふう

に思っております。

この吹きつけアスベストについては、昭和62年に社会問題となり、関連法令や労働省、あるいは環境庁等の通知により、公共施設整備費国庫補助制度における補助対象工事として実施されたものと考えられるが、その囲い込みの工事はいつごろ行われたかということ。

それからもう1点は、飛散する可能性があるアスベスト含有物がある渡り廊下を毎日児童、あるいは先生、職員等が利用する中、囲い込む工事方法ではなく、速やかに撤去、あるいは使用禁止等の措置をなぜしてこなかったか。

この2点についてまず御質問いたします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 穂積小学校の渡り廊下につきましては、この囲い込みは建設当初から囲い込みがなされております。

使用禁止等の対策をなぜ行わなかったかということでございますけれども、囲い込みがなされて安全性に特に問題がないということで、通常どおり使用がなされてきたということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 囲い込む工事というのは、中舎が48年に建設されましたので、それと同時にそういった対策をされたということでございますが、その囲い込み工事をする中で安全が一応確保されたという認識をされておるということでございますが、その後、このアスベストの測定結果、濃度、そういったものの調査というのはやられておるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これは今回、御指摘いただきましたように、アスベスト問題が大きく取りざたされてから、市といたしましても調査をいたしました。その調査の内容でございますけれども、当時の設計図書、そして設計図書がない場合においては現場の採取をして分析を行ったという内容でございます。この穂積小学校の渡り廊下につきましては、設計図書がございまして、当時どういう材料が使われていたかという内容についてもわかっておりますので、その材料の内容において、アスベストの含有量とか、そういったものをどれだけ含んだものが使われておるかということは既に明白ということでございますので、その調査結果ということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それから、アスベストが使用されていることについては、児童や父兄、あるいは職員等には、この当時、そういったことを周知はされていたのか。ということは、今

回問題になったことから、昨年の17年7月29日に文部科学省から各都道府県の教育委員会の方へ通知があって、教職員や児童に周知をされたということでございますが、当時はそういったことがなされておったかということを確認したいんですが。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この昭和48年の建設当時はアスベストというのは有効な資材として認められていたということでございますので、当時このことが子供さん方に周知されたかという事は、私の方ではちょっと把握いたしておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 当時はそれほど騒がしいといいますが、やっぱり発症するまで20年、40年かかりますので、健康被害が出てからということになります。当時は産業が優先されていたということで、おろそかになっていたというふうに思います。

この渡り廊下は、現在、西側と東側に2カ所ございますが、渡り廊下は48年に中舎が建設されたときに同時に2カ所つくられたのか、ちょっとそこを確認したいんですが。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 御承知のように、穂積小学校には渡り廊下が東と西と両方ございます。今回アスベスト関係で出ているところは西側部分でございます。今ちょっと資料がありませんのであれですが、東側にはないという確認がなされておりますので、予想するに、時期が違っていたかもしれない。まことに申しわけないんですけど、今ちょっと資料がございませんので、それだけの答弁しかできません。ただ、あるところは西側であるということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 多分同じ時期に設置をされておれば、やっぱり渡り廊下というのは吸音、あるいは断熱という目的でアスベストを使用しておると思うんですが、教育長さんのお話ですと、多分東側についてはその後設置をされたと、ですからアスベストを使用していないというふうなお答えだと思っています。

それで、穂積小学校の大規模工事がこの春から行われておるわけですが、渡り廊下の天井部分にありますアスベストの撤去の時期としては、多分、子供たちがいない、あるいはグラウンドを使用しない、そういったころの撤去予定だと思いますが、具体的にいつごろだということがわかれば、お答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおり、夏休みということで、7月の後半から8月中旬にかけてという計画をいたしております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 飛散性が高いアスベストですので、周辺の皆さんにも被害がないように工事をしていただくということで、夏休みということになるんですが、この撤去面積が50平米以下ということで、法の規制というものから一応対象外というような格好になるかというふうに思いますが、昨年11月1日に岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例、これの16条に該当するんじゃないかというふうに思いますし、また石綿障害予防規則第4条、こちら辺にも関係をいたしますので、工事発注の市側としては、施工業者、あるいは周辺住民に対してどのような指導、あるいは周知をされるのか、ちょっと確認をしたいと。

要は、法の対象外ということですけど、県の条例がありますね、それに基づいてやってもらうことがもちろんと、それから石綿障害予防規則にも合致をいたしますので、施工業者にいる注文をつけるんじゃなくて、施工業者が仕事、撤去作業といいますか、解体作業、そういった仕事のしやすいような方向で市側は指導をしていただくようにということを感じるわけですが、どのようなお考えでしょうか。ということは、工期をいつまでにやれとかなんとかという条件をつけないということですね、あんまりね。特殊な作業といいますか、そこら辺が条例の中にうたってあると思いますが、そこら辺を遵守してほしいということです。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 工事の施工に当たっては、法の規定に基づきまして、万全を期して、地域住民に迷惑のかからないように、また健康といいますか、十分注意をして進めるように指導してまいりたいというふうに考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 次は、水道事務所の関係についてお尋ねをしたいと思います。

旧の水道事務所の屋上にある文書庫ですが、これは特に有害性の高いアモサイト、もう一つはクロシドライト、こういったものがあるわけですが、こういったものについては平成7年に製造及び使用が禁止されてきております。

そこで、この水道事務所の関係ですが、多分、発電、あるいは異常時に発電機を操作して水をくみ上げるということであるというふうに思いますが、そこにアスベストがあるというふうに思いますが、そのときに生ずる騒音対策、あるいは熱発散防止の断熱材として、石綿含有吹きつけロックウールの建築材料を使用してきたという経緯があるかというふうに思います。当時は、職員を初め関係の従業員といいますか、そういった方がその部屋で作業をしてきておるといふふうに思います。その後、新しい事務所が建築されたため、その部屋が使用不能となったといふふうに思われます。その後この発電室を改修され、その屋上に文書庫が設置をされて

きたというふうに思います。

それで、この文書庫が使用禁止となったのはいつごろか。これは社会的に問題になりました昭和62年ごろかというふうに私は思うんですが、その1点と、当時この水道事務所で作業をしておりました職員、あるいは、その後文書庫にかわりましたから、そこへの出入りの関係職員というのはどのくらいの人が見えたかなというふうに思うわけですが、おわかりであればお答え願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この文書管理倉庫でございますけれども、御指摘をいただきましたとおり、当時は水道事務所の自家発電室として使用されていたわけでございますけれども、平成12年9月から文書管理倉庫として使用いたしております。これは自家発電室でございますので、常時そこに職員が常駐してきたということではございませんし、そして文書管理倉庫として使用しております現在においても、年に数回職員がその文書の出し入れを行ってあるということだけでございますので、常時そこに職員が詰めてあるということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 何人くらいそういった作業と申しますか、その部屋にいたかということはなかなか数字が出てこないんですが、水道事務所は、先ほどのお答えの中に、50年に建築され、その後、新しい事務所が建築をされております。その使用目的が変更になるまでの期間というのは相当あるというふうに思いますね。直接ではありませんが、間接的に水道職員というのはやっぱり危険の中にいると言っても過言ではないというふうに思っております。それで、石綿に対する健康被害の発症までの期間というのは20年から40年というふうに言われておりますね。この部屋への出入りの職員、関係職員等について、あるいはOBも含めた話ですが、健康診断、あるいはレントゲン、問診等もありますが、そういった過去に実施をされた経緯があるのか。また、実施されてこなかった理由というのはなぜかということをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたとおり、旧水道事務所の自家発電室として使用がなされていたということで、常時そこに職員が張りついていたということではないということで、特に職員に対する被害調査であるとか、健康診断を受けたとかいうことはございません。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） やっぱり製造工程とか直接さわっている方については、会社といいですか、企業といいですか、そういったところが健康診断を積極的にやっておるわけですが、やはりアスベストのある部屋に、常時はいないんですが、その部屋に数時間、あるいは何日間、年間を通せばおるわけですが、そういった人に対しても、やはり行政といいですか、企業主といいですか、そこについてはやはり皆さんの健康を管理するために健康診断をする必要があるというふうに思うわけですが、そこら辺の御認識はいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおり、製造過程とかそういったことではございません。また、先ほども申し上げましたとおり、常時そこに職員が詰めておるということではございませんので、その安全性については特に大きな問題はないという認識のもとに、調査とかそういったことは行ってないということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 人に対する優しさといいますか、そういったものがないなというふうに思いますが、本当に危険性の高いアモサイトが使用されておるということなんです。直接その製造工程、あるいは製品を取り扱わないということでの答えですが、瑞穂市内のある自治会においては、アスベスト企業の周辺の自治会ですね、ここはやはり自主的に住民の健康診断をやっておるんですね。これは僕は立派だと思っんですね。なぜこの市役所といいですか、ここはやらないのかなというふうに思うわけですが、レントゲン撮影等を行うべきだというふうに思いますが、再度お答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたとおり、製造過程に携わったとか、その周辺ということではございませんので、特にアモサイトが使用されておるということだけで私の方では職員に対する健康診断とかを行う予定は今のところしておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） じゃあ、この件については検討課題というふうに認識をしておきます。

屋上のガラリ、これは相当数の耐用年数がたっておりますし、また危険性等を考慮すると、早急に解体、あるいは撤去をしなければならないというふうに思っておりますが、この撤去時期はいつごろかということ。

それから、補償の関係も含めてですが、この撤去するにはやはり相当額の経費がかかるというふうに思われます。したがって、地方債をもって当分の間財源とする旨が地方財政法第33条の6の3に明記してありますが、その対象工事として行われるのか、お伺いしたいと思

ます。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず撤去工事はいつかということですが、もう既に契約は締結済みでございます、この6月じゅうに撤去工事を終える予定をいたしております。

そして、国の起債対象ということの意味だと思えますけれども、これにつきましては申請をいたしました、全体的に事業費が少ないということで、基準に沿わないということで対象外になったということで、市の単独で実施をいたしております。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 水道事務所は今月中に撤去をしていただくということで、ありがとうございます。

次はレベル2の関係でございますが、この2ヵ所についてはいずれも煙突にアスベストが使用されておるといってございまして。煙突といえますと石綿セメント製品だといふふう思っておるわけですが、先日の資料をいただいた中には、この調査方法については別途検討するというふうになっております。こちら辺は目視によって行われたかの、設計図書、そういったもので調査をされたのか。その検討結果についてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） レベル2の関係でございますけれども、まず巢南庁舎の4階の機械室の煙突でございますけれども、これは固められてしまって固形化されている状態でございます。さらに、建物の躯体の中に組み込まれているという状況でございますので、今後必要に応じて、改修工事等、いろんな工事等が行われた場合は封じ込めを行ってまいりたいというふうに考えております。そして、ほづみ幼稚園の造型室の煙突、これもレベル2でございますけれども、これにつきましてはことしの4月に既に取りかえ工事を終えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 幼稚園は4月に撤去をされているということでありまして、巢南庁舎については躯体の中に入っているから安全だといふふうのお答えだと思います。

最後になるんですが、レベル3の施設が一応98あるという調査結果であります。この石綿の8割以上が建材に使用されているということは御存じだと思いますが、またこの使用される石綿の大半というのは輸入品だということであり、昭和45年から平成2年にかけて年間約30万トンというふうに言われております。したがって、そういった石綿の含有されている建材等を使用した建築物、これは寿命というものがあるわけですが、そのピークは2020年から2040年ごろに来ると言われております。各施設ごとにどのようなアスベスト含有製品が使用されているか

ということは行政側でも把握をされており、なおかつ被害防止対策に取り組んでおられるというふうに思っておりますが、1点についてお尋ねをしたいと思います。

JR穂積駅の第1駐輪場の件でございますが、これは鉄骨づくりと申しますが、そういったものであって、吹きつけ、あるいは石綿含有被覆板等の建材が使用されているというふうに思います。この施設と申しますが、駐輪場は、密閉をされておるんじゃないかと絶えず開放されているということで、劣化等についても早い。そして、その繊維が飛散するおそれがあるというふうに思うわけでございます。この駐輪場というのは、年末年始を除いた年間360日フル稼働して、延べ8万3,000件弱の受け付けをし、市民等が利用されております。この駐輪場にアスベスト含有製品、あるいは建材、こういったものがどこに使用されているのか。レベル3ということで安易な取り組みではなく、除去等を含め対策を考えていくのも方法だと思っておりますが、アスベスト建材がどこに使われているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これは壁の部分というふうに聞いております。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 壁の部分だというふうに言われましたんですが、どういった製品、例えばクロシドライトとかいろんな製品があるんですが、それから繊維と申しますか石綿があるんですが、例えばボードと申しますか、どういった種類の製品と申しますか、含有された製品が使われているかということです。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これは製品名と申しますか、商品名で申し上げますと、アサヒスペーリサイディングということで、外壁材と申しますか、壁に使用されておるわけでございまして、珪酸カルシウム板というような名称が一般的に使われておるということでございます。含有と申しますか、アスベストを含んでおりますのはクリソタイルの白石綿が1%から5%以内ということに調査結果ではなっております。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今の部長さんのお答えですと、石綿珪酸カルシウム板、これは第1種と第2種があるんですが、その石綿の種類というのはクリソタイル、あるいはアモサイトということで、非常に危険なものだというふうに思っておるわけですが、判定がレベル3ということでございますけれど、そういった危険性のある石綿の建材を使用されているということで、対策と申しますか、解体・リフォーム等まで待つんじゃないかと、何らかの対策という方法はお考えがあるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 調査の結果では、特に安全性には問題がないといえますが、飛散はしないというふうに聞いておりますので、改めて撤去工事をするという予定は現在のところ持っておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今までに公共施設のアスベスト関連について質問をしてきたところでございますが、134の施設のうち102施設、これはレベル1から3ですが、あるということ、何らかのアスベスト含有製品が使用されているということが判明をしているわけでございます。健康被害が発症するのを待って対策をするのではなく、市民が安心・安全で使用できる施設づくりに取り組まなければならないというふうに思っております。この各施設の具体的解消計画等があれば発表していただければというふうに思っておりますし、また現在検討中ということであれば、早急に解体・除去等を含め、市民の不安解消に努めていただくことを強く要望して質問を終わりますが、計画がまずあるかということを確認したいんですが。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今後、御指摘がございましたレベル3等の判定物件につきましては、アスベストが使用されておるという状況、この使用施設を明確にきちんと記録を残しておきまして、解体時もしくはリフォーム等のときにおいて十分注意をして処理してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 瑞穂市の公共施設のアスベスト対策、いろいろ今後の方針等も聞きました。これをもって質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、5番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番、会派「改革」の熊谷祐子です。

ただいまより藤橋議長のお許しを得まして一般質問を始めます。

私が質問します事項は、瑞穂市の給食センター建設の厨房設備機器のプロポーザル審査結果と情報公開についてです。

瑞穂市では、合併に伴い、新たな給食センターを建設するべく、中の厨房機器をプロポーザル方式による随意契約で3億7,000万円で発注しました。これは4月26日の臨時議会において、議員による実に活発なる質疑の後に、賛成多数で可決したものです。私はこのときも1時間の質疑を行いました。審査結果についての疑問はなお残っております。また、プロポーザル方

式による審査結果の資料は、議案審議の1時間ほど前に配付され、臨時議会終了後、直ちに執行部によって回収されました。私は、市民の代表として、市民の皆様へ御報告する必要から、その後、情報公開請求をいたしました。一部公開、一部非公開となりました。

そこで、本日はこの審査結果についてなお残る疑問点と、もう一つ、情報公開のあり方について質問いたしたいと思っております。

市民の皆様のごことに貴重なる3億7,000万円がプロポーザル方式による随意契約で使われることになりましたが、これは第2位で採用されなかった会社よりも納入価格見積もり段階で4,800万円高かったものです。

そこで初めにお聞きいたしますが、今回の契約内容は、約4,800万円分余計に市の予算、市民の税金を使っても価値のあるものだったという御認識をお持ちでしょうか。あるか、ないか、簡潔にお答えいただきたいと思っております。

以後、質問席に移りますが、毎回のことですが、議員の皆様へお願いがあります。一般質問は議員が執行部に対して行うものです。途中でやじや私語をしていただかないよう、よろしくお願いたします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 熊谷議員の御質問でございますが、4,800万高かったといいますが、そのことについて説明します。

実は4社でプロポーザルをいたしました。1社だけが3億3,400万程度、あとは大体3億8,000万程度でした。あとの3社は同じような金額でしたが、この1社だけが随分値段が安かったということでした。

このプロポーザルという方式は、価格だけを見ているわけではありません。総合的に機能を果たしているかということでございますが、特徴からいいますと、こんだけの金額の差がなぜあったかということでございますが、他の業者は焼き物機が連続式であったのに対して、ここは据えつけ型といいますが、手で作業するものでございましたし、調理がまが他社よりも少なかったということで、私どもが最初出しました基本的条件、7,000食の給食を時間内に調理して市内20ヵ所に配送するということが基本的条件でしたが、それがクリアできんだろうと。時間的に無理だろうと。それから、それは人をふやして焼き物機を操作すればできるんだらうと。ということですが、そういうことで総合的に評価した結果、額的には安いんだけど、現実的にいんなものの数値がよそよりも低く抑えてあったので、同じものを比較して4,800万安いというわけではございませんでしたので、総合得点的に低かったという結果でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ただいまの御答弁は臨時議会で私は既に質疑で確認しておりますので、

最初に私が質問したのは、約 5,000万ですね、それだけ高い税金を使っても価値があると思われるかという 1 点だけで、すみません、もう一度お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 4,800万差があっても価値があると思っております。逆に 4,800万安い方を選択した場合に、基本的な最初の条件が満たされなかったと思っております。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 約 5,000万、4,800万高いけれども、それなりの価値はあるという認識を市は持っているということを確認いたしました。

そこで本題に入りますが、公共事業においてはこれからプロポーザル方式がふえつつあります。もともと公共事業においては、公正であること「公正性」、客観的な競争が確保されること「客観性」、そして納税者である市民に透明な情報が行くこと「透明性」が重んじられています。そこで私はまず初めに、この契約の公正性、客観性を確認していきたいと思います。

まず大きな 1 点目ですが、予定価格についてお尋ねいたします。

臨時議会におきまして、予定価格は設定したと御答弁がありました。また、厨房機器は非常に高度な専門的な器械であり、かつ決まった仕様がなないので、競争入札ではなくプロポーザルにしたと市長の説明がありました。そこでお聞きいたしますが、決まった仕様がなのに、どのように予定価格を決めたのでしょうか、簡潔にお答えください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 見積もり金額の方から予定価格が決められたと思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） その見積もり金額というのは、業者の側の見積もり金額なのでしょうか。それとも、予定価格をつくる際にはこちらで積算していった見積もって予定価格をつくると思うのですが、ただいまの見積もり金額というのはどちらの側のでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 相手のアイホーが出してきた見積もり金額です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） しかし、臨時議会におきましては、どのように予定価格を提示したかという、これは私がした質疑ではありませんが、ほかの議員がした質疑ですが、話のときに、幾らぐらいでできますかということを出していったという質疑がありました。つまり納入価格で

すね、業者の示した。これが1社のみ5,000万円も差があって、ほかの3社は425万円しか差がないわけです。ここでちょっと疑問を持つわけですが、予定価格というのは、ただいまの御答弁によりますと、こちらから業者に示したのではなく、向こうの見積もりのことを予定価格と今言っているのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 契約行為は実は総務部の方でお願いしておりまして、私の見解は先ほど申し上げましたとおり、向こうから出てきました見積もり金額をもとに予定価格が算出されているというふうに認識をしております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうしますとちょっと矛盾が出ると思うんですが、市は予定価格を決めていたといいますが、ただいまの御答弁では向こうの見積もり金額に従うということでしたので、そこで疑問というか、ずれがあると思います。

次に、審査項目にまいります。

まず審査項目の中のその1ですが、臨時議会でも本日の御答弁でも問題になっております提案不足機器についてです。

私は今回、プロポーザルの4社すべてについて問い合わせをいたしました。その結果、第2位の業者につきまして4,400万円分不足機器があるという執行部の御説明でしたが、この業者というのは断トツに日本のトップメーカーであり、全国にたしか私の記憶では200社ぐらい学校給食センターの納入実績があったと思います。これは情報公開されていませんのでちょっと記憶によるわけですが、あった業者だと思うんですが、そういう業者がこういうミスをするものか大変疑問に思いましたので、臨時議会でも質問いたしました。疑問が解けませんでしたので問い合わせしました。その結果、ここでは細かい説明は省きますが、結論として、当社は過剰設備を排し、コストダウンを図っている。市から示された条件、時間内に7,000食、示された人員ですべてできますとのことでした。

そこで、臨時議会に続きましてもう一回確認をしますが、こういう点に関してヒアリングのときに聞けなかったのでしょうか。臨時議会で聞きましたときには、忘れましてという次長の御説明でした。そこで情報公開請求をしているわけですが、もう半月以上たっていますが、ヒアリング内容が公開されてきませんので、教えていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） ヒアリングをした時点でそのことを確認したかということですね。例えば、連続焼き物機については質問をされたと記憶しております。連続焼き物機が入っていませんねということ審査員の中のだれかがしたように記憶しております。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 私の質問内容は 4,400万円分足りないことについてこれで行けるのかという質問をしたかという質疑ですが、大体審査委員会というのが3回開かれているわけで、その2回目にヒアリングがありまして、そのヒアリング内容も含めて審査委員会の記録を公開してほしいと情報公開請求しているわけですが、ヒアリング内容というのは記録されていないんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） ヒアリングではなくて、プロポーザルの向こうの一方的なといいますか、自分とこの売り込みみたいことでございますので、どの観点からでもいいんでとにかく40分ぐらい、持ち時間はたしか1時間だと思いますが、こちらの質問時間も含めてでございますので、向こうが自分とこで出してきた計画書ですね、その一番自分とこの売りといいますかセールスポイントを説明し、全般にわたって説明するわけではありません。1時間しかありませんので、相手がしゃべる時間はたしか30分か40分ぐらいです。あとこちらからその計画について自由に討議していく内容です。討議といいますか、そのメーカーに対して質問をぶつけていって確認をするというのが2回目のプロポーザルでの内容でございます。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 設計提案書が提出されたのが2月20日ですが、第2回のヒアリングの審査委員会までに1週間ですね、20日から27日、1週間あるわけですが、この間にその提案書を読んで、これが足りないんじゃないのかというふうに審査委員の方々はチェックしていると思うんです。ですから、当然それは採用しない大きな理由になっているわけですからヒアリングすべきだったと思うのですが、記録もしっかり残していないということがわかりました。現在では、インターネットでプロポーザルの審査結果などを全国の各市町は載せているところもあるし、議員が追及した結果が載っているところもあり、全国のが見られます。そういうのを見ますと、プロポーザル方式においては2次審査もやるのが普通のようなようです。つまり、今のうちに、ちょっとこの点はどうなんですかといったときに、再度提案していただいて、2次審査のあるのが普通のようなようです。そういうこともしないし、1回目の記録も残っていないということですね。

次に審査項目のその2、これも審査配点が高かった納入実績についてですが、第2位のメーカーは日本で一番のトップメーカーであり、全国で学校給食センターもたくさんつくっているけれども、岐阜県での納入実績はない。したがって、メンテナンス拠点が岐阜県にない、弱い。しかし、採用された会社は4社のうちで岐阜県で一番納入実績があるから緊急時の対応ができ

ると、臨時議会で私の質疑に御答弁いただきました。この納入実績表を確認したいのですが、非公開となっておりますのでちょっと数字がわかりませんが、そこで確認させていただきますが、瑞穂市の契約先は岐阜アイホーでよろしいですか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） そのとおりです。岐阜アイホーです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） そこで、これも私の記憶による以外にないわけですが、納入実績表のその県内で一番納入実績が多いと一覧表に書かれた会社は、たしか岐阜アイホーではなく、別会社の株式会社アイホーではなかったでしょうか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 実は子会社といいますか、岐阜アイホーとアイホーが存在しまして、実績表は、そのあたりはちょっと確認しておりませんが、岐阜アイホーなのかアイホーなのか。ともに同一会社、別会社といいますか、ちょっと会計は別に分けておりますので、子会社で、岐阜県では岐阜アイホーが納入していると思っています。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 納入実績表に記されたのは株式会社アイホーであるということで話を進めてよろしいですか。もしそのところが不確定でしたら、情報公開で出されなかった資料なので、ここでパソコンで出せると思いますので、議長に休憩を求め、臨時議会で出された資料をもう一度ここに見せていただきたいと思います。休憩を求めます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時30分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今質問の中身は納入実績にかかわることですが、そのことだけについて答弁させていただければ、議員御指摘のように、アイホーが納入実績で一番最優位の評価を受けているわけではないということは確かでございます。ただ、ちょっと説明を申し上げたいと思いますが、今議員さんの方で質問をされている中身、これは実は通告書の方には何も書いてございませんので、ただ質問をされていく中身を順番に聞いておりますと、御承知のように、これは皆さん御承知かと思いますが、プロポーザルには幾つかの評価項目があるわけです。その1項目について、その項目についてはどこが一番よかったんじゃないか、一番よ

かったのになぜそれが採用されていないかというようなお立場での第1点目は、まずいわゆるお金ですね、どれだけのお金がかかるかと。第2点目の方は、今度は納入実績はどこが一番高かったかと。それで、このプロポーザルとはそもそも何であるかということがまずは一番ポイントになるところでございます。すなわち総合評価方式、それにかかわって各委員がそれを評価して、その評価の総合によって今度はどこが一番優位であるかという、そういった方式をとっているということで、一項目一項目の中身だけで物を見ているわけではないということでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私の一般質問の初めからお聞きいただければ、公共事業の公正性、透明性、客観性について検証させていただき、その中の公正性について今やっている一つでございます。それで、今の納入実績に示されたのをお聞きしたことでございますので、私の持ち時間を聞かなかったことについて時間を費やしてお答えいただくのはおやめいただきたいと思います。

先ほどの聞きました資料を、先ほども申し上げましたが、議員全員にお配りください。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この資料にかかわりましては、いわゆる個人情報が入っておるわけでございます。ですから、この議場でお配りをするということは、すべて当然全部公開をするという形になるというふうに私は解釈しております。ですから、全協の折にはその資料を提示させていただいた。これにつきましては、まことに申しわけなかったんですが、そういった立場から回収をさせていただいたという経緯がございます。そういった点で、もし出した資料にかかわってのあれでしたら、口頭でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 大変矛盾のあるお答えです。それならば、4月26日の臨時議会のときにどうして議場で配られているのでしょうか。全協で臨時議会の採決の1時間前に配られ、議場にも皆さん持っていらっしたはずです。終わり次第回収されました。あのときに配られたのであれば、今も配られてよいはずです。

もう1点、見積もり金額というのが、ただいま教育長さんは口頭でと言われましたが、見積もり金額というのが書いたもので示されたことが一度もありません。私はメモをもとに、先ほど4,800万と言いましたが、教育委員会にもう一度行きまして書いたものが欲しいと申しましたときにも口頭でした。つまり、その結果1,000万円ぐらいちょっとメモが違っていたということが判明しましたが、口頭ではなく、納入実績表をお配りください。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 前回配ったのは回収をさせていただきましたが、仮にその部分の資料をここの議場で配付するということになりましたら、これにかかわりましても前回と同じように回収をということをお願いをしたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 妥協いたします。一度お配りください。回収を前提で結構です。休憩を求めます、配付のための。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） これにかかわりましては、議長の指示に従います。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。それでは先ほどの答弁を、福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 先ほどの御質問、アイホー株式会社というのは、納入実績は岐阜アイホーなのか、あるいはアイホーなのかという御質問……。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 先ほど質問いたしましたのは、納入実績一覧表に書かれているアイホーは、契約先の岐阜アイホーではなく、株式会社アイホーの納入実績が書かれていたのではありませんか、お答えくださいということです。簡潔にお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） そのとおりです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） そうしますと、ここで確認しておきますが、納入価格についても、納入実績表についても、書いたものの配付を執行部は拒んでいるということだけ確認しておきます。

質問を続けますが、その納入実績表に株式会社アイホーの実績が書かれているということで、株式会社アイホーというのはプロポーザルの指名選定業者にはなっていないわけですから、その納入実績表の公開を拒んでいるということはありませんが、この質問にお答えください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 契約者は岐阜アイホーでございますが、これは岐阜県のアイホーの

販売会社といいますが、100%の子会社でございますが、同じ会社ではありませんが、そこが供出をしているということです。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 同じ会社でしょうか。系列会社というだけで、別会社のはずです。これはインターネットを調べますと簡単に判明いたします。岐阜アイホーと株式会社アイホーは別会社であります。岐阜アイホーは、株式会社アイホーの関連会社と出てまいります。さらに、単なる販売代理店です。メーカーではありません。これはインターネットでもわかりますが、私は直接岐阜アイホーに確認もしてまいりました。そのとおりです、メーカーではありません。単なる販売代理店ですというお答えでした。

さらに、岐阜アイホーをサイトで調べますと、次のような会社です。従業員は7名、主業は家具・建具卸売業で、従業が機械器具設置工事業、定款らしきものも整備されていません。決算書もありません。「なし」となっています。ところが、業者に示した提出書類リストに「最新の2期にわたる決算書を提出のこと」とありました。そうすると、これは出ていないはずで。また、岐阜アイホーもメーカーではありませんと直接お答えいただいておりますように、仕入れ先は、株式会社アイホーと、ほかに四つもメーカーの名前が出てきます。つまり、独自性はないわけです、岐阜アイホーには。独自の会社を一切つくってない会社なわけです、メーカーではそもそもないわけですから。さらに、売上高を見ますと、平成16年は2億2,000万円、年間売り上げです。昨年、平成17年は2億6,000万です。利益の項目を見ますと、平成16年はマイナス1,227万円、赤字ですね。昨年、平成17年は利益はたった326万円です。なぜこのような会社を他の三つの日本の一流厨房機器メーカーと並べてプロポーザルの選定指名にしたのでしょうか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 岐阜アイホーのことを今おっしゃっていると思うんですが、アイホー自身がやっぱり生産をするところです。その実績値といいますが、その会社の実績値を評価して、岐阜アイホーとともに実績とみなし、それからその拠点といいますが、社会性といいますが、そういうものを評価した結果でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それならば、なぜ株式会社アイホー、親会社と契約しないんでしょうか。これも調べますと、日本の一流厨房機器メーカーの第7位の年間売り上げになっていますから、7番目にすぎませんが、ほかの3社はもっと上位ですね、トップメーカーもあります。それにしても、日本の10番以内に入るわけですから、どうして親会社と契約を結ばないのでしょうか、

簡潔にお答えください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 県内のこの製品を取り扱う場合は、この岐阜アイホーを通じて納入してくるとい代理店制度をとっているためです。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 以上でおわかりいただけたと思いますが、これは公正性を非常に欠いた審査結果だと思えます。単なる販売代理店をほかの 3 社の厨房機器メーカーと並べて選定指名した点、年間の売上高を 1 億円も超える契約をその単なる販売代理店と結んだこと、非常に公正性を欠いていると思えます。資料にも親会社を載せたこと。国土交通省が平成 12 年、公共事業調査室が発表したものによりますと、公共事業では、発注者は公正さを確保しつつ、良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達し、提供する責任を有していますと書かれていますが、この点を市長に御確認いただきたいと思えます。このとおりお認めになりますか、国土交通省の。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは物事を発注する場合には当然のことです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） さらに国土交通省の今の文はこう続きます。もし不適切な行為があると、多くの国民 —— この場合は市民ですが、私たちの場合 —— が不利益をこうむりますと。つまり、私が一般通告で最初に通告しました 4,800 万、正確には 4,700 万でしたが、分は、価値があるどころか、「安物買いの銭失い」という言葉がありますが、「高い物買いの」というぐらいの実態だと思えますが、市長は今までのこの経過、予定価格のことも含めて、どのように御答弁なさいますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） この給食センターの機器の発注につきまして、プロポーザル方式を使ったということは、要するに総合的に評価しようということですので、金額だけで結論を出すのは早計であると思えます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 文教に属しておりましたので詳しく説明を受けております。価格と品質、両方で総合評価をすると聞いております。しかし、価格が単に 1 割の評点しかなかったこと、また品質についても、メーカーではない会社と契約を結んだということが明らかですので、そ

の点はどのようにお考えになりますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） ちょっと話は横へいくかもしれませんが、トヨタ自動車のトヨタ自販から車を買うときに、トヨタの販売会社はメーカーじゃないんですけれども、そのあたりはどう考えられますか。私は、これはアイホーが要するに販売店として動いているということで、これはメーカーサイドの結局販売姿勢の問題だと思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） もう1点お聞きしますが、予定価格を決めてあったというふうに臨時議会では言われましたが、どなたが予定価格を決められたのでしょうか、お答えください。市長をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 予定価格は私が決めます。ただし、この場合はプロポーザルでございますので、当然、プロポーザルの過程の中で出てきている価格が一つの参考価格になるということです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 先ほどの福野次長の御答弁、ただいまの市長の御答弁をあわせますと、市が言っている予定価格というのは、市が見積もってつくった予定価格ではなく、業者の言いなりの価格を予定価格にしたということが明らかになりますが、それでよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 市にこのものにつきましたのはっきり申し上げまして見積もり能力はありません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） そうだと思います。ですから臨時議会で、予定価格はしっかりつくってあったということはなかったということでもよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 予定価格はセットしております。ただ、その予定価格をセットするときには何をベースにはじいたかということになりますと、このプロポーザルの過程の中で出てきた数字が一つの参考になっているということです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ですから、プロポーザルの話し合いの中でというのは臨時議会でも聞きましたから、それは業者が示した納入価格、見積もり額、あのときの言葉どおり記憶で言うと、どれぐらいでできますかとこちらが聞いて、向こうが答えた額で決めていったという記録があるはずですか。そのとおりですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 向こうの言ったとおりということではありません。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それも臨時議会で、折衝して行って1,000万円下げたということですから、私が申し上げておりますのは、市が予定価格を決めてありましたという点について、結果的に幾らになったかという額ではありません。市は決めてなかったというのが今の答弁から明らかになったと思います。

改めて確認いたしますが、以上、今回の厨房機器メーカーの選定において、つまり瑞穂市学校給食センターの中の厨房機器について、公正性、客観性が著しく損なわれていると思います。この疑いを晴らすためには、情報公開をしっかりとする必要があります。これは、鳥根県庁がプロポーザル方式による選定手続における情報提供基準というのを発表していますが、公共事業、特にプロポーザルによる随意契約においては、透明性を一層高める必要があると書かれています。この観点からいきますと、次に情報公開の話にいきたいと思いますが、大変情報を公開されていない、していないということになります。

まず1点、臨時議会に出した資料を回収した理由をお答えください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 瑞穂市のプロポーザル方式事務手続要領にも書いてございますが、技術提案書を提案者に無断で選定以外で使用してならないということ、要は自分たちのノウハウといたしますか、作戦といたしますか、営業のノウハウがそこに入っておりますので、当社といたしますか、その会社が了解いただければ公開できるわけですが、その時点では秘密に属するものは回収をさせていただきました。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 法人情報に当たるということですね。回収した理由が法人情報に当たるから回収したというのであれば、一度議会議員全員に配られたわけですから、それはなぜ配ったわけですか。非常に矛盾する行為だとは思いませんか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） それは議会で議決をしていただくために必要な資料だというふうに

判断して、後ほど回収させていただくということを前提に配付したものです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） それは単なる経過であって、公開・非公開の理由には当たらないと思います。ただいまの福野次長の御答弁は、経過であって、あくまでも。情報公開・非公開の理由は矛盾しているわけですから、私は矛盾している点について聞いている、経過を聞いたわけではありませんので、御答弁になっていないと思います。

市長に申し上げますが、瑞穂市の情報公開条例によりますと、第 2 条に定義というのがあり、情報公開の実施機関は市長であるというふうになっています、市長とか教育委員会とか。以後は市長にお答えいただきます。

情報公開請求をしましたところ、一部公開され、一部非公開になったわけです。一部非公開になったものとしては、4 社のレイアウト図、納入実績表、提案機器、不足提案機器の 4 種類です。ところが、この 4 社のうち 2 社までは、ホームページやパンフレットで納入実績や必要提案機器をしっかりと公表しています。ここに 4 社のパンフレットがありますが、ここにも載っています。したがって、4 社全部が法人情報として公開したくないと言ったはずはないと思います。

また、疑問の 2 点目ですが、岐阜アイホーは採用された会社なわけですから、今さら非公開にしてほしいというのはおかしいのではないのでしょうかということで、直接お聞きしました。こういうお返事でした。採用が決まった時点で設計、提案内容は既に当社の手を離れ、公のものだから、公開しても構わないと思っていたが、瑞穂市から連絡があって、ほかが非公開を望んでいると言われた。そこで、それに合わせた、任せたとということです。これは事実でしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） わかりません。ごめんなさい。承知しておりません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 社長がそのようにお答えいただきました。岐阜アイホーになぜわざわざ他社が非公開だと伝える必要があるのでしょうか。

また、最初に述べましたように、4 社のうち 2 社は、全部問い合わせしましたので、公開拒否ではありません。2 社については法人情報だから公開してほしくないと言ったそうなのですが、岐阜アイホーはもちろんいいと考えていたということですし、もう 1 社は、他社が公開するならば別に構わないと。パンフレットやホームページで公開しているわけですから、そのように答えたということですので、4 社が全部法人情報として非公開を望んだわけではないというこ

とですが、この点はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 職員が相手の企業に対してそういったことを発言したかどうかということ、文書でやりとりをしておりますので、そういう発言をしたかどうかということは確認をしてみないとちょっとわかりません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 法人の法人情報というのは、法人が非公開を望んだとしても、情報公開の実施機関である市長、瑞穂市の判断で、公益上有益であると判断すればこれは公開できるというのがこの条例の中であります。ちょっと読みますが、情報公開というのは、基本的には公文書は全部公開しなければいけないというものです。そこで、今の法人等の情報に関する非公開規定において、第 9 条に公益上の理由による裁量的公開というのがあります。これは絶対的開示事項というのだそうでした、法人等情報に関する非公開規定においては、公益上の義務的開示規定が上に置かれるのが一般的である。これは網走市の情報公開条例に出ています。また、東京高裁が平成 3 年に出したものではこうなっています。行政機関の立証責任ということで、原則開示のもとでは、非公開・不開示情報に該当するとしても、非公開の扱いをするのはそもそも例外によるとみなされるので、不開示・非公開の決定がなされた場合は、その不開示決定の妥当性を立証する責任を行政機関の長は負うというのが確立された考え方であると。これは東京高裁が平成 3 年に多くの判決で確認されているというふうに、これもインターネットで出てまいります。したがって、この質疑で納入実績表を出さないとか、見積もり額を書いたものを一切出さないとか、一回出したものも全部回収するとか、このような情報公開のやり方を実施機関である松野市長はどのように考えられますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の熊谷議員のお話は、いろんな情報の種類を混同して、要するにみんな一緒のような、一律のような考え方でどうも説明をしておられるような感じがするんです。といいますのは、絶対的な開示事項、法人の場合の絶対的な開示事項ということにそれじゃあ逆にこれは当たりますかということ。それは、私は今のお話のようなことは、例えば工場の排水とかなんかのときは、環境基準に抵触するような、だけど企業がそれは困ると、開示してもらっちゃあ困ると言っても、それは要するにいろんなことで絶対的な開示事項で、企業がどう言おうと公表すべきだというような話が私は絶対的開示事項であって、この問題が絶対的な開示事項だというふうには認識しておりません。

それから、公開が基本原則であるということにつきましても、持っている情報で、要するにこの自治体、公共団体が自分のところの持っている情報については、私は高裁の判断は正しい

と思います。ただし、それぞれの外部の人が持っている個人情報についてもそれと同じ判断を我々がしてもいいかどうかということになると、大分見解が違ふと私は思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 私は法人情報に限って申し上げましたので、法人情報についてお答えいただきたかったと思います。

ということで、今回の厨房機器の業者の選定に当たりましては、公共事業における公正性、客観性、さらに透明性まで著しく損なわれていると思います。私たち議員は市民の代表として出てきております。私たちに情報を公開するかしないかは、市民に対して情報を公開するかしないかと全く同じことです。今後の公共事業、特に最近ふえてきましたプロポーザルにつきまして、次の幾つかの点を改善するべきだと市は思いますが、いかがでしょうか。

まず第 1 点、安易にプロポーザル方式にしないこと。2 点、プロポーザルの場合は、審査項目、審査基準、さらに配点基準を業者を含めて事前公表すること。3 点目、予定価格の事前公表をし、安くてよい買い物ができるようにすること。全部税金の買い物です。4 点目、すべての公募業者に同時説明会を開催すること。これは予定価格に著しく差があったこと、見積もり金額ですね、納入価格に。そのことから非常に疑問がありますので、同時説明会を開くべきだと思います。五つ目、審査委員会に外部の専門家、例えば今回でしたら、食のコンサルタントとか、学識経験者、これは栄養大学、短期大学とか幾つもあるわけですから、こういう学識経験者、それから市民の代表、さらに契約をよく心得た会社経営者等を入れること。最後、6 番目に、不特定業者、不採用業者に正当な客観的な事実に基づく理由を知らせ、また問い合わせに答えること。以上の 6 点を今後の公共事業、特にプロポーザルに関して整備すべきであると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今御指摘の問題は、別に改めて御指摘を受けるまでもなく、当然考えていかなきゃならん事項だと思っております。

まず第 1 番の安易にというお話ですけれども、これはどういう発注形態がこの事業については適切であるかどうかということ判断しながらやっておりますので、決して安易に何でもプロポーザルという物の考え方は持っておりません。

それから審査基準については、やはりそれぞれの事業の内容によって基準はいろいろと設定の仕方は変わると思います。だから、それはどういう形で審査するかという基準については、プロポーザルの方向を決めていくときに十分に議論しながら、基準というものはその都度策定をしておるということです。

それから予定価格につきましては、やはりプロポーザルを求める場合の内容によって結局設

定が違うというふうに私は判断しております。だから、予定価格を設定してプロポーザルを求める場合と、設定しないで求める場合、そういうものはケース・バイ・ケースであってしかるべきだと思っております。

それから説明会は同時説明会でやれというお話ですが、これは現実の問題としては、今でも同時にやっているのと全く同じだと思っております。というのは、条件を提示しまして、それに対して各社から質問事項が参ります。そうしますと、その質問してきた会社にだけ答弁するのではなくて、ほかの会社にも、こういう質問がありましたけど、これについてはこういう考え方ですということは、全部私どもはその都度連絡をしております。ですから同時説明会と全く同じ形、むしろ申し上げますと、その方がより充実しているんじゃないかと思えます。各社がそれなりにこちらの出した提案についていろいろ議論をされて、疑問に思ったことを照会してこられますから、その照会に対しての我々は答えを、その会社だけじゃなしに、全社に結局連絡をしております。だから、そのあたりでこれは徹底していると思っております。

それから外部の専門家、市民代表の選定ということについては、これは物の考え方だと思えます。何でも外部から入れればいいという性格のものでもないというふうにも思えますし、あるいはまた、それで十分にクリアできるかということにもなるという問題もあると思えますので、このあたりの審査委員の選定というものも、やはり工事のケース・バイ・ケースの選定の問題になると思えます。

それから不採用業者への説明ということは、私どもはやっております。不採用をした後に、いろいろと御質問があれば、いつでも御照会くださいということでやっております。それで現実の問題として、なぜうちが採用されなかったかと、その理由を懇切丁寧に説明してほしいということで照会を受けたケースもあります。ですから、このあたりも私はそれなりに、十分ではないかもしれませんが、やっておりますし、またその辺で不備な点があれば、またそれなりに内容を整備していきたいと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 以上で私の一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。午後 1 時から再開します。

休憩 午前11時22分

再開 午後 0 時58分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

私は、2点にわたり執行部に質問を行いたいと思います。1点目は、大字穂積字タリ3110番5の官民境界についての問題であります。2点目は、政治倫理条例についてであります。

この土地の問題につきましては、私自身、現在調査中でございますので、十分精査をしておるといふことではございませんけれども、住民の方からの御指摘がございましたので、私が問題意識を持っている範囲内において、何点かの点にわたって質問を行いたいと思います。

まず質問の前提として確認をしておきたいんでありますけれども、この大字穂積字タリ3110番の5の所有権の帰属はどこになっているんでしょうか。それと、2990 - 2の所有権はどこに帰属しているんでしょうか。そのことをまずもってお聞きしながら、一問一答を行わせていただきたいと思います。つきましては、土地の番地の問題等々でございますので、執行部、あるいは議員におかれましては、何番地の何のどこと言ってもさっぱり具体的にイメージがわからないと思いますので、当該の土地についての公函等を配付させていただきたいと思いますので、議長の許可をよろしくお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） それでは資料配付を許可いたします。

〔資料配付〕

皆さん、3部配付しましたが、もう一度確認してください。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 3110 - 5におきましては、現在、瑞穂市でございます。2990 - 2につきましては、個人の共有地で、今詳しい所有権の名簿は持っていませんけれども、9人共有土地だと思います。その一部が最近、瑞穂市に寄附を受けております。共有者の1人から寄附を受けております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 大字穂積字タリ3110番の5が市有地であるということを確認させていただきます。それから2990 - 2についてでありますけれども、個人の共有地を寄附を受けているということですが、これは間違いはないですか。もう一回確認しておきます。寄附をいつ受けていますか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 近々ですけれども、いつということはわかりませんが、寄附を受けていると聞いております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 登記簿上、寄附を受けたならば、いつ寄附を受けたのか、その登記は

どうなっているか、それをちょっと具体的に言っていたきたい。「受けたと聞いております」では、それがもし聞いたことが間違っていると……。

都市整備部長（水野年彦君） 質問の要旨になかったもんで調べてありません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 通告になかったということで答弁されましたけれども、一応基本的には、3110 - 5番の官民境界ということになりますと、この2990 - 2はそれに隣接土地でございますから、官民境界はどうなっているかといったら、質問通告になかったということでは内容的にはないんですね。そうでしょう。通告になかったということで、はい、そうですかというふうには、この地図を皆さんも見ていただければわかるとおり、3110 - 5と2990 - 2は隣接をしておる。だから官民境界がどう確定しているかという話になるわけですね。ですから、通告をしていなかったからということでは答えにはならないと思うんですけれども、いずれにいたしましても、個人の共有地ということでございますけれども、これも実際は、大体区長さんレベルの方たちというか、本当の意味の純粹の個人の私有地ということではないような話をまず伺っておるんですけれども、その点はちょっと確認しておきたいんですが、どうですか、その経過。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 恐らく、昔の庄屋さんの時代の所有権ということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それでは次に、官民境界がどうなっているかということなんですけれども、官民境界が確定した土地はどこに何筆ぐらいあるんですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 最近では、ここにはないわけですが、隣接する土地につきましては、別府堤外の2655 - 23の土地が最近官民境界が出ております。あと逐次出てきたものについてはやっておりますが、今ここで詳しく件数はわかりません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっときょうはあんまり耳が聞こえなくてまことに調子が悪いんですけれども、この3110 - 5と、この公図を見ていただくと、3110 - 27とか、3110 - 26、3110 - 25、24と、左の上の方にありますよね、3110 - 5と。これは分筆をしておるんですが、このもともとは用水路ですよ、基本的には。ここは町の、あるいは市の土地であるとするならば、これはいつどういう理由で払い下げかなんかされたんですか、この3110 - 27とか26とか25とか

24というのは。あるいは、この土地は私有地じゃないんですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私も記憶でございますが、この分筆した土地につきましては、名紡の代替地として個人に払い下げをしておると聞いております。これは個人地です。分筆がされまして、個人に払い下げをしております。私の聞いている範囲では、名紡の代替地だと聞いております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 名紡の代替地としてこの3110 - 24から27までは渡したということで、その事実は間違いないですね。それは確認しておいていいですね。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） と思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 確認しておいていいですねということで確認をさせていただきまして、それでは、それは全部、実際その境界を確定するときには、市が立ち会う、町が立ち会って、職員が。それをやっておるんですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 官民境界は必然的に市の仕事としてやっておりますが、現在この土地の厳しい境界問題等がございます。我々におきましては、専門家の精通された調査士さんを介入して調査していただき、官民境界の確定に臨んでおります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） きょうは声がこもって全然その言っている意味がよく聞こえないものですから、ちょっと答弁を受けて質問をするということがなかなか難しいような状況なんです。

それで、具体的にまず端的に一つの例を出して話をしたいと思うんですけれども、大字穂積字タリ2987番の関連の土地について見てみたいと思うんです。この土地は、昭和工業が平成16年1月29日に株式会社SANKOH TCに売却をした土地でございます。資料の方を見ていただきますと、3110 - 5でとった地図の中で2987のところがいっぱい出てくるわけですが、古い方の公図、コピーの方がちょっと合っているかどうかあれなんです。2987 - 7、2987 - 49、2987 - 45から48まで、これは古い方の平成15年6月5日にとった公図の方でございます。2987 - 7番でとったんですけれども、この今申し上げたところが昭和工業がSANKOHに売った土地であるというふうに承っておるわけですが、実際この公図と、それから売

ったときに測量されておりますけれども、平成16年5月18日、土地家屋調査士 杉原四郎さんの作成による土地所在図地積測量図というのがございます。昭和工業を例にとって恐縮なんですけれども、これを公図と比較検討してみますと、専門家ではありませんのでまさに大ざっぱな話ではありますけれども、この2987 - 41の先から2990 - 2までの間が公図ですと大体47メートルぐらいになっておると思うんですね。それから2987 - 49に隣接する方、この3004 - 6から2987 - 14までの間が大体50メートルということなんですけど、この杉原さんが測量された図面を見てみると、こっちは500分の1なんですけれども、それが47メートルのところは50メートル、50メートルのところは55メートルという感じで、結局その2990 - 2の方にその分だけ延びているというふうに、物差しではかるとそうなるんですけども、つまり公図とこの測量図とが違ふんですけども、これはどっちが正しいんですか、ちょっとお聞きをします。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 公図につきましては、土地の存在の表示でございまして、実際の寸法と必ずしも一致するものではございません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 幅は大体28メートルで同じぐらいなんです。そうすると、面積において大体35坪ぐらいがいわゆる市の土地の方に入り込んでいるような計算になるんですけども、それで結局何が言いたいかという、その境界が真実であるかどうかということなんです。つまり、現地を見てみると、くいはちゃんと打っておるんですね、昭和工業が売られた土地のところに。それが官民境界だとするならば、それは真実の境界なのかどうかということが知りたいわけです。それはどうなんですか、立ち会っているわけですから。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 境界につきましては、あくまでも道路ですと市ですね、あと隣接は各地権者の立ち会いのもと、くいを確認して境界を決めてあります。西につきましては、この場合ですと個人地ですので、立ち会いの記録は我々は受理しておりません。あくまでも隣接する敷地の方々の同意がいただけた段階で土地の確定をしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっとなかなか聞こえないもんで申しわけないんですけども、要するにこの昭和工業の土地に関しては、立ち会いは市はやっていないということですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 東側は市道がございまして、市が立ち会っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） これは測量するときは、これもちょっとよく自分自身勉強不足なんですけれども、昨年の3月から測量の方法が変わったというような話を聞いておるんですが、それは間違いないんですか。もし変わったんなら、どこがどういうふうに変ったんでしょうか教えてください。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 測量というよりも、民民の境とか官民を出すときの一定の、相手方とか、どこまで波及するかということで、多分そこら辺のところ登記法で変わっているんだろうと思っております。それと、計算の方法が昔は三斜とかいう形ですが、今は座標計算でやっております、そこら辺の部分が変わっていると理解しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まことに申しわけないんですが、本当に声がこもっちゃって自分の耳の中にすっきりと入ってこないんです。なかなか答弁が何を言っておるか、ちょっときょうはつじつまの合う質問ができないような状態ですね。まことに申しわけないです。すっきりした声だと通るんですけど、低いこもった声はますます聞きにくくて、何をしゃべっておるのが全然耳に入ってこないんです。まことに申しわけないんですけれども、ですから、私が聞いておる話では、不動産登記の規則が17年の2月18日、法務省令第18号ということで変わって、例えば第75条では、土地の所在図及び地積測量図は1筆の土地ごとに作成しなければならないというふうな規定が置かれておるようなんですけれども、そのことと今までのこの地積測量図との違いというものは、これはさっぱり僕は素人でわからんですが、何か変わっておるんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 基本的には土地の測量につきましては変わってないと思っておりますけれども。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まことに申しわけないんですけど、本当に耳が詰まっているような感じでちょっときょうは非常に耳の聞こえが悪いもんですから、もし通訳というか、手で書いてもらう人がそばにおればそれを見て質問できるんですけど、自分がもう全然ちんぷんかんぷんでわからない。もし議長が許可をしていただければ、筆記でちょっと書いて……。

議長（藤橋礼治君） それでは西岡一成君に申し上げます。書記をつけましたので、十分ではございませんが、そのようなふうで発言をしてください。

19番（西岡一成君） すみません、まことにお手数とらせまして申しわけございません。

それで、基本的に境界を確定するとき、例えば今の当該の土地について言うならば、西の方からだけはかるとか、東の方からだけはかるとい、実際はそのはかり方ですけれども、要するにどんどんどんさっきの2990 - 2の方まで延びていくという、今度じゃあ反対からはかったら、つまり北の方からはかったらこれはどうなってくるのか、そういうふうなはかり方はやらないんですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 境界というのは、西からはかろうと、東からはかろうと、どちらからはかろうと、個人の境を決めることで、それはどちらからはかっても結果的には同じだと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 要するに先ほどの昭和工業の土地については、ある人が言われるには、この公図と測量図を比較検討すると、大体30坪から40坪分ぐらいがこの2990 - 2、あるいは3110 - 5の方向に延びているということで、今あるその境界のくいというものの自体が本来の境界であるのかどうか、本来のというか、真実の境界であるのかどうかということなんですね。そのことが一番の確信として答弁をいただきたいわけです。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 実は午前中、西岡先生が配付された図面の中に少しメモがされておまして、恐らく昭和工業の土地のことだと思ひまして、これを調べた結果、辺地につきましては別としまして、現在までの昭和工業が持っておりました面積は2,421ございました。実測をしてみますとマイナスの29平米で、今言われた30坪とかいうものは結果的にはなかったと思っております。要するに、測量というのは台帳であるからとるのではなくて、境を決めた段階ではかった結果が測量の面積になりますので、それが今後土地台帳に反映されるということになると思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 要するに、この公図を見て、そして現況を見て自分の体で感じたことは何かというと、公図で見ると、この3110 - 5もはかると大体幅が15メートル、その2990の幅が2メートルに物差しによるとなるんですね。現場に行ってみると、その道路の部分というのか、その部分は2メートルじゃなくて1メートルあるかないか。用水路の部分も、15メートルどころか、4メートルあるか、ちょこっとそれを超えるかという状況なんですね、現状は。そうすると、これは今の昭和工業の問題だけじゃないんですけれども、ここら一帯の問題なんで

すけど、真実の境界がどこなのかということをはっきりすることは、今後のこのタリに住む多くの人々の権利関係、あるいは将来のまちづくりという観点からすると、非常に厄介な問題があるのではないかというふうに思うんですね。ですから、それをどういうふうに今後やっていくかということが基本的な質問の方向性なんです。いかんせんちょっとわからないもんですから、ひとりしゃべりになってまことに申しわけないんですけども、そういう趣旨で質問はしているということで、具体的な例としてたまたま登記簿でとって、そして境界ももう確定しちゃったと。くいを打っていると。昭和工業の土地が売ったわけだから、SANKOHに売っているから。とすると、あれを基準にしてやっちゃうと、結局は右に倣えで、ほかの地権者の方がもし土地を売るような事情が出たときに、同じような格好でどんどんどんどんくいが打たれていくと思うんですね。そうすると、それが真実の境界でなかった場合に、要するにさっき寄附を2990 - 2は受けたということもありますけれども、3110 - 5が市有地であるならば、全部市の公有財産がどんどん取られてしまうと。言葉を悪く言うと、そういうことになるわけなんです。だから、そういう状況になるであろうと。その状況を見過ごしていいのかわか。見過ごしていいんですか、これ。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 見すごすわけにはいきません。ただし、先生も御承知かと思いますが、タリにつきましては非常に現況と地形図が異なっております。たまたまあのところは河川区域であり、未改良の農地が存在していたということで、新堤のつけかえによって、さらに市街化になったということと、名紡への道路が引かれた観点から宅地造成がなされたというところの非常に混乱した地域であります。というところから考えますと、やはり結果的には1筆ごとの宅地の境界の確定は、現況では、筆ごとにはできますけれども、総体的にはできない状況にあると思います。ということで、昨年、広瀬捨男議員のお尋ねになりました地籍調査というものがございまして、我々もいろんな問題を抱える中で、将来的には、地籍調査の準備も整っていますので、できればこの地区におきましてはそういう公有財産、私有財産を含めて地籍調査を行い、将来に市民が不安のないように市としても行政財産の確保をしていく必要があると考えておりまして、受ける準備は国家基準点も昨年打ちましてそういう態勢はできておりますので、そこら辺のところを地域の方と話をできれば、それも含めて考えていきたいと考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 境界の確定が総体的にできない、そういう地域であるということなんですけれども、いずれにいたしましても、境界を確定しないことには権利関係は明らかにならないわけですから、必ず境界を確定しなきゃいかんわけですね。そこでだから、例えばさっき

の例を何回も出して申しわけないんですけども、昭和工業のその境界の問題についても、それが真実なのかどうなのか。そして、その他の地権者の皆さん方の現況が、いわゆる境界の真実のところなのかどうなのかということをはっきりさせていただかなきゃいけない。とりわけ、もう境界を確定してしまったと。売るために境界を自分で確定してしまったと。例えばその1ヵ所なりでも市が立ち会ったと。市が立ち会ってそれを認めて、境界を確定して売却してしまったと。今度はよその人のものになってしまった。それがもし今度は境界が違っていったということになったら、じゃあその分は、もし市の方がマイナスであるならば、その損害はどうしてくれるんですかと。というようなことがほかのところでもいっぱい、いっぱい起こるかちょっと起こるかわかりませんが、起こる可能性を持ったまま推移をしていくわけなんですよ。ですから、真実かどうかということをはかり直していただきたい、立ち会ったんだったら。そのほかのところも、昭和工業についても。30坪、40坪はみ出ているんじゃないかというふうに言われる方もあるわけですから。そのほかの土地も一緒ですよ。

それで、今水野部長が言われたように、問題はこの地籍調査ですね。地籍調査が今現在は呂久地区の一部で行われておるということでございます。そこで、今、地籍調査の問題が出ましたので、測量のやり直しの問題は問題として主張しておきますけれども、改めてその地籍調査の目的及びその意義を明らかにこの場でしていただきまして、またその地籍調査を行うに当たっての国や県、さらには基礎的自治体との間での手続上の問題、事業計画をつくるにつけてもね。そこら辺はどうなっているのかということの説明も含めて、お聞きをしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 地籍調査の目的は、1筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行うと。その結果により、地籍図及び地籍簿の作成をする。結果的には、土地の境界紛争を未然に防いだり、土地取引を円滑化する。あるいは公共事業を円滑化する及び課税につきましても適正化となるという目的でやっております。うちの場合は、先ほども言われましたように、平成14年度から旧巢南町で着手し、全域に将来的にはやる予定になっております。国・県につきましても、新しく御承知のとおり法律化されました筆界特定制度、これは恐らく筆境が決まらんときに、今までは民事訴訟、官民・民民確定訴訟ということがございましたが、こういう地籍調査をやりますと非常にそういう部分が多くなりまして、それを専門家の調査士が中に入って紛争を裁判にいく前に解決し、それを法務局の専門官がおりまして裁定をするということで、地籍調査をやるに従いましていろんな境界紛争が出てくると。さっきも言いましたようにいろいろな例がございまして、なかなか確定をしづらいところがございます。そういうものも今後少なくしてこの調査がスムーズにいくように、国におきましてもそういう新しい法律化を定めております。市におきましても、

そういうところについては特に今そういうものが発生しないような形で推移していきたいという事は考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 多分、国土調査法の内容とその目的等について今述べられたんだらうというふうに思いますけれども、それで、本当にこれからのまちづくりだとか、境界をしっかりと確定するという意味においては、この地籍調査を実は真っ先にタリでやるということが必要ではないかというふうに思うんですけれども、先ほどその手続はどうなっているか、国・県・市のですね。それを聞いたのは、その事業計画をつくるときに、じゃあ具体的に、今、呂久でやったと。呂久でやったその後、あとじゃあしからは何年かかってどこをどんだけやっていくんだというような事業計画、これをどうやってつくるんですか。あるいは今後どうなっていますか、それ。具体的に。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 地籍調査の施行につきましては、旧巢南町の先ほど言いました平成14年のころに始まりまして、ただいま呂久の住宅地の中をやっております。次に進むところはどこかといいますと、呂久とか中宮ですか、あの辺の部分も継続でやっております、あと私がさっき言ったように、これはかかるまでに地域の住民とのコンセンサスが要と思うんです。これにはやはり地域の方の受け入れがされないと私はできないと思っております。そういう機会を地元の方と協議しながら、我々はそういうお話し合いの場をつくっていただければ、あるいはその段階で県とも協議しながら、優先的にタリ地域を地籍調査の区域として位置づけをし、確定をしていきたいなと考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 次はどこかという問題について、地域の住民と協議してどこを優先するかということを確認していきたいということの答弁だったんですか、今の答弁は。そのきっかけをつくっていただければ、そういうことをやるということですね。きっかけをつくるのは自治体がやらないと、皆さんが何のためにそんな、その仕事をするために部長職があり、その配下の職員がいるわけ。そのかじ取りをするために市長がいるわけ。それはもう丸投げですよ。議員の皆さんが地元で一生懸命世話してくれればやりますよと。しなかったら何にもやらないということでしょう、裏を返せば。そういうことで、例えばこの今の問題、タリの境界の確定等の問題が済むかということなんです。だから、具体的にこれを進捗させるためにどうすべきかという議論をしているときに、そのきっかけをつくってもらったら、そこから話が調ったら優先してやっていきますというような話では、これはちょっと議会を全く無視した答弁になる。

それはそれで自分は1年間過ぎていくかもわからんけど、部長は。あと何にも具体的に決まらんまま過ぎていく。ということではだめだということをおっしゃるんですよ。そういうことをやっていたら、こうやって20年、30年、40年、またある人に聞いたら、自分の小さいときと70歳過ぎてても現況はあんまり変わっていないと。というままだけ過ぎていくわけでしょう、これからもまた。そうなる。だから、それではいけないから、要するに今の地籍調査の問題についてもやらなきゃいかん。だから優先順位も、これからどこをやるかも立っていないということですね。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 我々も行政的には責任もごさいますので、この意見等もありますし、前回にも、前年お答えしましたとおり、地籍調査の方向でいきたいということで、例えば私の方から地域の代表者にお話しさせていただいて入っていったらと考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡君。

19番（西岡一成君） 行政に責任があると。地籍調査の方向にいきたくて。地域の方と話し合っただけで地籍調査に入っていければと思うということなんですけれども、先ほどの答弁と何も変わっていない。こっちが聞いているのは、具体的に行政としてどこから入っていくと。そのためにまず具体的にどういう段取りで何から始めていくんだとかというような具体的な話というものがないと、今の話だけですと、要するにそういう方向でやっていきたいという話だけだと。問題は、今そのことが、呂久の後に出ていないということがどういう問題なんだと。あるいはまたタリなんかの問題については、これをやるべきではないのかということをおっしゃるんです。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） では具体的に、うちの担当課から地元の代表者にお話をし、そういう説明会等が開いていただければ、具体的に協議しながら進めていきたいと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 具体的には、担当課と地元、つまりタリの地元の代表者と話し合いを進めていきたいということをおっしゃられたということですね。じゃあ具体的に、その地籍調査の話について地元の代表者の方と具体的に入っていただきたい。それをまた報告をしていただきたいと思っております。

その答弁を聞く前に用意をしておいたのは、ちょっと関連でお聞きをしておきたかったんですが、ことしの1月20日から不動産登記法の一部改正によって筆界特定制度がスタートをした

ということでございます。そこで、この筆界特定制度についてちょっと御説明をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） これは私も、昨日先生の資料をいただきまして、知識的にはまだ少ないんですが、筆界というものは、登記簿上の1筆の土地と他の土地との境界を意味されております。したがって、一部売買されたところを登記がしていない場合は、現地の状況と筆界の位置が変わります。要するに、売買したけれども登記がやっていないところについては、筆界と現地の位置は変わるということですね。その中で、筆界特定制度とは、いろんな先ほども言いましたようにトラブル、境界に対するトラブル等がございまして、このようなときに、国の方では筆界特定登記官というものをことしの1月20日から新たに設置されまして、公平・中立の立場で筆界の位置を特定される制度です。これにつきましては、当然事前に精通された土地家屋調査士さんが、知識を持った方が事前に調査をされて、それでもって法務局の登記官に助言をしたりすることで、要するにトラブルを訴訟までいかないように未然に防いで土地の境界を専門家の立場で見て決めていくというのが、この制度の主な趣旨ではないかと思っております。このスタートは、先ほど言いました地籍調査の確定に伴いまして、いろんなトラブルが発生していくという中で、訴訟になりますと長い年月を要します。それについては、やはり以前にその前に筆界特定制度をつくって、民民境界、官民境界の争いを少しでも事前に防ぎながらこの地籍調査を推進するというので、私としましては理解をしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この筆界特定というのは、資料を読ませていただいておりますけれども、ある意味では早く、要するにこの3110-10、あるいは2990-2との関連で言えば、ずっと東西にあるわけですから、そっちの方から、つまりその所有者は市であるわけですから、市が申請人になれますよね。それで、2点以上の直線ということになると、相当の範囲で筆界の確定があるわけですね。筆界必ずしも境界ならずということで、所有権の範囲を確定するというものではないけれども、その筆界によって公的な証明力を持つ。だから、その公的証明力でもって例えば民事訴訟をやってその証拠にすることはできると思うんですね、その筆界特定が。そういう活用の仕方があるかと思うんですけれども、だから逆に、さっきのタリの話で言えば、地籍調査に向けていくということなんですけれども、その他の方で話がなかなか進まない。けれども、市有地がある。ということで、筆界を特定をするということが何らかの土地問題を解決していく手順として手っ取り早い方法であるならば、これは使える手ではないのかなというふうな気も少しはするんです。そこはいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 通常ですとその方向でいいと思いますが、なかなか特定をする段階に、過去の地形の非常に複雑さ、例を言いますと、この3110 - 5というのは昭和40年に恐らく県から払い下げを受けておりまして、その西側には別府堤外という土地がございます。それを挟んでまた西側には廃堤敷というものがございまして、その廃堤敷の中には別府堤内の土地を含んでおります。という関係で、この特定制度におきまして、過去からの推移、要するに現状と使用権がどうあったかということもございまして、単純なる確定制度ですべてがなかなか決まらないということも私の方は認識しております。要するに筆界であっても、極論を言いますと、民民の場合ですと時効取得というのがございまして、筆界は別として、境界というものは変わってきます。これは何かといいますと、民法上の時効取得で、必ずしも筆界が境界ではないということもございまして、なかなかその制度を利用する上におきましても諸問題があると認識をしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） いずれにいたしましても、このタリの問題については本腰を入れて地籍調査をやるという構えなら構えで本格的にやっていかないと、先ほど昭和工業の例を出しましたけれども、そういう事例が後からも一つ二つ三つと出てきて、真実の境界がどこかということについての争い、あるいは市の側からすれば公有財産が少なくなっていくということにもなりかねないと思うんです。ですから、その点を執行部の方でよく踏まえていただきたいというふうに思っております。

もう一回最後に確認だけをしておきますけれども、昭和工業の先ほど申し上げた境界の問題ですけれども、市が立ち会っている以上は、それでその境界は真実の境界であるというふうに現状でお考えになっているのかどうか、そのことだけ答弁を求めておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 先ほども言いましたように、市としましては、関連する境の立ち会いを市の立場で結論を出しており、あと3方については民地ということで、あくまでも民と民の境界ということで確定しておると考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっとよく聞こえていませんので、市の立場で結論を出しており、民については民と民の立場で結論を出していると。ということは、市の立場でその境界の立ち会いについては、市としてはそれは別に特段の指導を、ここからはかりなさいとか、どこが基準点ですとかいうような、具体的な指導というものは何もやってないわけですか。それはただ立ち会うだけなんですか、立ち会いというのは。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） さっき言いましたように、この測量は、たしか調査士さんの、先ほど言われました杉原さんという方が調査士の資格をもって境界の確認をされており、その一部の境が瑞穂市の道路であったということで、あと3方は民地であり、我々はその確定は決まっておると考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） とにかく問題は、その現況と真実の境界との問題ですね、そのことを先ほど来一貫して言っているわけなんですけど、それでその境界が真実かどうかということを知っているわけなんです。それがもし真実でなかったら、その分についてどうしていくのかということがありますので、念を押させてもらっておるということです。土地家屋調査士が現状のまま測量して、見たままただ測量しただけというふうなことだったら、その現況がどうなっておるかによって違ってくるようなことは全くないんでしょうかね。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） ですから、あくまでも土地の確定は関連する土地の所有者の確認によって決まるものであり、それは調査士の立場で、専門的な立場でやってみえると思いません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） いずれにしても、調査士の専門の方のやっておることが真実かどうかというところの次元でお聞きをしておるわけですので、専門の調査士がやったんだから間違いはないということじゃないと思うし、逆にこの筆界の特定制度のQ & Aの中でも、土地家屋調査士がやったやつが間違っていた場合、その損害賠償云々についてはどうするんだというような事例も出ているわけですから、そういう意味からすると、土地家屋調査士がやったから正しいというような前提を我々とはとらない。あくまでもそれが、だれがやったんであれ、真実であるかどうか、それが物差しになる。そのことを聞いておるんです。

あと政治倫理のやつがありますけれども、まことに申しわけありませんでしたけれども、きょうのこのタリの3110番の官民境界についての質問は、地籍調査の今後の具体的な進捗方向ということだけ確認をさせていただいて、終わらせていただきたいなと。ちょっとなかなか何を言っているかよくわからずに行き違いがあったかと思えますけど、終わります。

議長（藤橋礼治君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さんでございました。

散会 午後 2 時06分